

宇都宮市優良建設工事表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宇都宮市が発注する建設工事を優秀な成績で完成した建設工事に対し、表彰することにより、建設業者の健全な育成と技術の向上を図り、もって建設工事の適正な施工の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「建設工事」及び「建設業者」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に定める建設工事及び建設業者をいう。

(表彰)

第3条 市長は、市及び上下水道局が発注した建設工事で優秀な成績で完成した建設工事を毎年度表彰する。ただし、一の建設工事を優秀な成績で完成しても、他の建設工事を犠牲にするような行為をした建設業者が施工した建設工事（共同企業体の構成員として施工した工事を含む。）は除く。

(表彰の対象となる建設工事)

第4条 この要綱による表彰（以下「表彰」という。）の対象となる建設工事は、表彰する年度の前年度に完成した工事で請負金額が500万円を超えるものをいう。ただし、内装仕上工事にあつては、請負金額が100万円を超えるものとする。

(表彰対象部門)

第5条 表彰対象部門は、別表第1に掲げるものとする。

(優秀賞の設置)

第6条 前条で定める各表彰対象部門において、優秀賞を設けることができる。

(表彰の基準)

第7条 表彰の基準は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 建設工事の内容が、契約の条件に従い確実に履行されていること。
- (2) 建設工事の規模又は困難性によく対処していること。
- (3) 建設工事の現場の労務管理が適正になされ、かつ、作業の安全性が確保されていること。
- (4) 資材の管理保安が適切にされていること。
- (5) その他、市との連絡調整が適切にされていること。

2 前項の規定にかかわらず、表彰の対象となる建設工事の建設業者が、前年度4月1日から表彰の日までの間において、次のいずれかに該当するときは表彰しない。

- (1) 宇都宮市入札参加資格が消滅したとき。
- (2) 宇都宮市入札参加停止等措置要領に該当し、「入札参加停止」や「入札参加保留」等の制限があるとき。

- (3) 建設業法の規定に基づく監督処分を受け、又は受けるおそれがあるとき。
- (4) その他、表彰するに不相当であると認められるとき。

(優秀賞の表彰基準)

第8条 優秀賞の表彰基準は、前条の規定を満たし、かつ、前条第1項各号に掲げる事項について、特に優れた取組が行われ、他の建設工事の模範となるものとする。

(表彰を受ける建設工事の決定)

第9条 市長は、表彰の対象となる建設工事について宇都宮市優良建設工事表彰審査委員会（以下「表彰審査委員会」という。）が行う審査の結果に基づき、表彰を受けるべき建設工事（共同企業体で施工する建設工事を含む。）を決定する。

(表彰審査委員会)

第10条 表彰審査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は副市長をもって充て、委員は別表第2の1に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は、表彰審査委員会を統括し、表彰審査委員会を代表する。
- 4 委員長に事故がある時は、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 表彰審査委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 推薦のあった表彰対象工事について、予備選考を行わせるため、表彰審査委員会に選考技術専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置すること。
 - (2) 次条第5項第3号に基づき専門委員会から報告のあった表彰対象工事及び優秀賞対象工事を、第7条及び第8条の表彰の基準に基づき審査し、選定すること。
- 6 表彰審査委員会は、構成員の過半数の出席により成立するものとする。
- 7 表彰審査委員会の庶務は、検査室が行う。

(選考技術専門委員会)

第11条 専門委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は検査室長をもって充て、委員は別表第2の2に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は、専門委員会を統括し、専門委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 専門委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 推薦のあった表彰対象工事について、選考基準により書類審査及び現地審査を行うこと。
 - (2) 前号の審査を踏まえ、第8条に基づき、優秀賞の対象となる建設工事を選考すること。
 - (3) 審査結果について、優良建設工事選考調書（別表第3）及び優良建設工事優秀賞選考調書（別表第5）を作成し、優良建設工事推薦調書（別表第4）（以下、「推薦調書」という。）に添えて、表彰審査委員会に報告すること。
- 6 専門委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立するものとする。
- 7 専門委員会の庶務は、検査室が行う。

(表彰審査資料の提出)

第12条 建設工事を所管する課、室、所の長は、第4条に規定する建設工事のうち、優良建設工事と認められるものを選定し、工事成績調書に基づき、推薦調書を作成して、検査室長に提出するものとする。

2 検査室長は、提出のあった推薦調書を取りまとめ、表彰審査委員会に提出するものとする。

(審査の報告)

第13条 表彰審査委員会は、第10条第5項第2号に基づき行った審査の経過及び選定の結果を、市長に報告しなければならない。

(表彰の期日)

第14条 表彰の期日は、市長が定める。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は別に定める。

(附則)

本要綱は、平成19年4月1日から施行する。

本要綱は、平成20年4月1日から施行する。

本要綱は、平成21年4月1日から施行する。

本要綱は、平成22年4月1日から施行する。

本要綱は、平成24年4月1日から施行する。

本要綱は、平成26年4月1日から施行する。

本要綱は、令和4年6月28日から施行する。

別表第 1

表彰対象部門	主たる契約業種	請負金額
土木第一部門	土木一式工事	1,500 万円以上
土木第二部門	土木一式工事	500 万円を超え 1,500 万円未満
建築部門	建築一式工事	500 万円を超えるもの
ほ装部門	舗装工事	500 万円を超えるもの
管部門	管工事	500 万円を超えるもの
電気設備部門	電気工事, 電気通信工事	500 万円を超えるもの
機械設備部門	機械器具設置工事, 消防施設工事, 清掃施設工事	500 万円を超えるもの
その他部門	上記以外の工事	500 万円を超えるもの (内装仕上工事は 100 万円を超えるもの)

別表第 2 の 1

表彰審査委員会委員に充てるべき者	
所 属	職 名
	副市長
理 財 部	部 長
環 境 部	部 長
経 済 部	部 長
建 設 部	部 長
都市整備部	部 長
上下水道局	経営担当次長 , 技術担当次長
検 査 室	室 長

別表第2の2

選考技術専門委員に充てるべき者	
所 属	職 名
検 査 室	検査室長
理 財 部	契約課長
環 境 部	廃棄物施設課長
経 済 部	農業企画課長
建 設 部	技術監理課長， 建築課長
都市整備部	都市計画課長
上下水道局	水道建設課長， 下水道建設課長， 技術監理室長

※委員長は，相応の知識と経験を有する職員の参加を要請し，助言を受けることができるものとする。